



平成27年5月19日

各 位

会社名 日 機 装 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 甲斐 敏彦  
(コード番号6376 東証第1部)  
問合せ先 取締役経営企画部長 西脇 章  
(TEL. 03-3443-3717)

### 当社株式の大規模な取得に対する対応策(買収防衛策)の非継続について

当社は、平成24年6月26日開催の当社第71回定時株主総会において、当社定款に基づく「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」(以下「本規則」といいます。)の継続をご承認いただきました。本規則は、平成27年6月24日開催予定の第74回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)終結の時をもって有効期間が満了します。

当社は、本日開催の取締役会において、かかる有効期間の満了をもって本規則を継続しないことを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

当社は、「会社の支配に関する基本方針」(会社法施行規則第118条第3号)の具体的取組みとして、短期的な利益や一部の株主の利益を優先する動きが生じる場合など、当社の企業価値と株主共同の利益が損なわれる恐れが生じる可能性に備え、平成18年6月23日開催の第65回定時株主総会において、定款に基づき本規則を初めて制定導入し、その後も、数次にわたり変更・継続のご承認を経て現在に至っています。

従来から、当社は、当社企業価値の防衛の手段としては、中期経営計画等を当社グループ全体で着実に実行していくことで企業価値と株主共同の利益の維持・向上を実現し、ステークホルダーとの信頼関係をいっそう強固にしていくことこそが重要であり、本規則は補完的な機能を果たすと認識しています。

しかしながら、昨今、本規則導入時とは当社を取り巻く経営環境等が大きく変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に関する法的手続きも整備され、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本規則の導入目的も一定程度担保されるようになりました。

このような状況の変化と本規則に対する一部の株主、投資家等の評価を踏まえ、今後の本規則の取扱いについて社内で慎重に検討した結果、本日開催の取締役会において、本定時株主総会の終了の時をもって、本規則を継続しないことを決議しました。

なお、当社は、本規則の非継続後も、当社株式の大規模な取得が行なわれた際には、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上の観点から、金融商品取引法など関係する法令に従い、当社株式の大量取得行為等については是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の開示と時間の確保に努めることに加え、法令および定款の許容する範囲内において適切な措置を講じていく所存です。

以上